

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成31年
2月1日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則(厚政課)……………一
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………二
- 森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度(森林整備課)……………五
- 公告
国土調査の成果の認証(政策企画課)……………六
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………六
- 下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案及び下関都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………六
- 労委公告
山口県労働委員会のあつせん員候補者……………七



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月一日

山口県規則第二号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号中マをケとし、ノからヤまでをオからマまでとし、同号中「就労自立給付金」の下に「又は進学準備給付金」を加え、同号中キをノとし、タからウまでをシからキまでとし、同号中「の雇主」を「に係る雇主若しくは特定教育訓練施設の長」に改め、同号中ヨをタとし、カの次に次のように加える。

ヨ 法第五十五条の五第一項の規定に基づき、進学準備給付金を支給すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和五十八年山口県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「就労自立給付金申請書」を「就労自立給付金支給申請書」に改める。

本則に次の一条を加える。

(進学準備給付金の支給の申請)

第十四条 省令第十八条の九第一項の申請書は、進学準備給付金支給申請書(別記第二十七号様式)によらなければならない。

別記第二十六号様式中「~~就労自立給付金申請書~~」を「就労自立給付金支給申請書」に改める。

別記第二十六号様式の次に次の一様式を加える。

第27号様式 (第14条関係)

進学準備給付金支給申請書

年 月 日

社会福祉事務所長 様

申請者 住所

氏 名

年 月 日生

印

下記のとおりですから、生活保護法の規定による進学準備給付金の支給を、関係書類を添えて申請します。

記

世帯主の氏名	
進学先の学校名	
進学後の居住地	

添付書類

1 入学金を納付したことを証明する書類の写しその他の入学手続に着手していることを示す書類

2 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

注 「進学後の居住地」欄は、進学に伴い転居する場合にのみ記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十一年二月一日から同月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成三十一年二月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 新日鐵住金ステンレス株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内二丁目八番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所
所在地 光市大字島田三四三四番地
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

三 保健保安林

山口県	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)
一三四・二〇		



(二〇) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成三十一年二月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下 関 市	平成二十五年四月二十二日から平成二十九年十二月二十日まで	下関市地籍図	豊北町大字田耕の一部
〃	平成二十八年四月一日から平成二十九年十一月二十八日まで	〃	彦島福浦町一丁目の一部
長 門 市	平成二十八年四月一日から平成三十年一月三十一日まで	長門市地籍図	深川湯本及び日置上の各一部
周 南 市	平成二十八年四月一日から平成三十年十月十七日まで	周南市地籍図	大字湯野の一部

二 認証年月日

平成三十一年二月一日

(二二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年九月四日山口県公告(一九五)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市

から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年二月一日から同年三月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年二月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 プリムールあおい
所在地 山口市葵一丁目三四〇二

二 意見の概要

特に配慮を求めない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン小郡
所在地 山口市小郡前田町二の一

二 意見の概要

特に配慮を求めない。

(二三) 下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案及び下関都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案及び下関都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成三十一年二月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

平成三十一年二月二十二日(金曜日) 午後六時三十分

二 開催の場所

下関市幸町八番一六号
下関市勤労福祉会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

(二) 次のとおりとする。
変更する下関都市計画臨港地区
次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成三十一年二月十五日(金曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。
なお、郵送の場合は、平成三十一年二月十五日までの消印のあるものに限りま

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができるときは、意見を述べることがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができるときは、意見を述べることがあります。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

- 山口市滝町一番一号
- 山口県土木建築部都市計画課
- 下関市貴船町三丁目二番一号
- 下関土木建築事務所
- 下関市南部町一番一号
- 下関市都市整備部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



公 告

山口県労働委員会のあつせん員候補者

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づく平成三十一年一月二十一日現在の山口県労働委員会のあつせん員候補者は、次のとおりです。

平成三十一年二月一日

山口県労働委員会会長

山元 浩

氏 名 略 歴

- 山元 浩 山口県労働委員会公益委員 弁護士
- 有田 謙司 山口県労働委員会公益委員 西南学院大学法学部教授
- 近本佐知子 山口県労働委員会公益委員 弁護士
- 中村友次郎 山口県労働委員会公益委員 弁護士
- 平中 貫一 山口県労働委員会公益委員 山口大学経済学部教授
- 網戸 茂 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長
- 伊藤 正則 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
- 鶴岡 純枝 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
- 徳野 啓範 山口県労働委員会労働者委員 日本基幹産業労働組合山口県本部委員長
- 榎本 康仁 山口県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長
- 入谷 珠代 山口県労働委員会使用者委員 下関グランドホテル株式会社取締役
- 久戸瀬泰司 山口県労働委員会使用者委員 株式会社トクヤマシニアアドバイザー
- 爲近美由紀 山口県労働委員会使用者委員 宇部興産機械株式会社顧問
- 西田 隆男 山口県労働委員会使用者委員 山口県経営者協会専務理事
- 羽嶋 等 山口県労働委員会使用者委員 山口県労働委員会使用者委員 防府鉄工業協同組合理事長
- 安本 公二 前山口県労働委員会使用者委員
- 小野 嘉孝 山口県労働委員会事務局長
- 岡本 操 山口県労働委員会事務局次長

平成三十一年二月一日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁